

デイサービスセンタークベレ 運営規定
(通所介護及び介護予防通所介護)

(事業の目的)

第1条 この規定は、有限会社エス・ワイ・シーが設置運営するデイサービスセンタークベレ(以下「事業所」という。)が行う指定通所介護事業及び指定介護予防通所介護事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所で指定通所介護及び指定介護予防通所介護(以下「介護サービス」という)の提供にあたる者(以下「従業者」という。)が要介護状態及び要支援状態にある高齢者(以下「要介護者」という。)に対し、適切な介護サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従事者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じた自立した日常生活ができるよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 デイサービスセンター クベレ
- (2) 所在地 雲仙市千々石町戊182番地4

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、常勤換算による員数及び職務内容は次のとおりとする。

職 名	業 務 内 容	配 置 数	配置基準
管 理 者	従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う	1名兼務	1名
生活相談員	介護サービスの利用の申し込みに係る調整、従業員に対する助言及び技術指導を行い、他の従業員と協力して通所介護計画の作成を行う	1名以上	1名
介護職員	介護サービスの提供に当たる・日常生活介護全般	5名以上	5名
看護職員	看護サービスの提供にあたり、利用者の健康管理、相談・助言を行う	1名以上	1名
個別機能訓練指導員	日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導・助言を行う(看護業務と兼務)	1名以上兼務	1名

* 定員32人の場合、最大で $32人 \div 5人 = 6.4人 \approx 7人$ (常勤換算)

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。但し、1月1日から1月2日及び日曜日は休業とする。
- (2) サービス提供時間 午前9時10分から午後4時20分までとする。
- (3) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(指定通所介護及び指定介護予防通所介護の利用定員)

第6条 利用定員は1日32名とする。但し、介護予防通所介護の利用者を含む。

(指定通所介護及び指定通所予防通所介護の内容)

第7条 介護サービスの内容は次のとおりとする。

- (1)生活相談(相談援助等)
- (2)機能訓練(日常動作訓練)
- (3)介護サービス
- (4)健康状態の確認
- (5)送迎サービス
- (6)給食サービス
- (7)入浴サービス
- (8)その他利用者に対する便宜の提供

(利用料、その他の費用の額)

第8条 介護サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬告示上の額とし、当該介護サービスが法定代理受領サービスである時は、その1割もしくは2割もしくは3割の額とする。(別表を参照)

2. 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用を受ける。

- (1)食事の提供に要する費用
- (2)特別行事費として行事に係る相当な費用
- (3)サービス延長利用料金
- (4)その他指定通所介護及び指定介護予防通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当であると認められるもの。

3. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、雲仙市・諫早市の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、介護サービスの提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1)健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。
- (2)管理者及び従業者による安全管理上の指示には必ず従うこと。
- (3)介護支援専門員とよく相談し、介護サービスの利用目的を明確にした上で利用すること。
- (4)施設内の設備及び備品等の利用に際しては、管理者及び従業者の指示に従い十分に注意すること。
- (5)常備薬、保険給付の対象となっているサービス以外の介護用品等、管理者及び従業

- 者が必要と認めたものは、持参するようにすること。
- (6) 家族等、緊急時等の連絡先を必ず申し出ること。
- (7) サービス利用開始時には、必ず介護保険被保険者証及び健康保険被保険者証の提示を行うこと。
- (8) 第12条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

(緊急時における対応方法)

第11条 従業所は、介護サービスを実施中に、利用者に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに管理者及び主治医に報告し、その指示に従って適切に対応しなければならない。

(非常災害対策)

第12条 従業所は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

- 2 管理者は防火管理者を選任する。
- 3 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。
- 4 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、事業者は、この計画に基づき、毎年2回以上、避難及び救出その他必要な訓練を行う。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業所は利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待を防止するための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待を防止するための指針を整備する。
 - (3) 虐待を防止するための従業者に対する定期的な研修の実施
 - (4) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (5) その他虐待防止の為に必要な措置
 - (6) 前5号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の配置。
- 2 事業所はサービス提供中に当該事業所又は擁護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

(衛生管理等)

第14条 事業所は利用者の使用する施設、食器その他の設備または飲用に供する水について衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、事業所において感染症が発生、またはまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止の為に対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
 - (2) 感染症の予防及びまん延防止の為に指針を整備する。
 - (3) 感染症の予防及びまん延防止の為に従業者に対する定期的な訓練及び研修の実施

(事業継続計画の策定等)

第15条 事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護(指定予防通所介護)の提供を継続するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画(以下「事業継続計画」という)を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 事業所は全ての通所介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する法令で定める者等の資格を有する者その他これに類するものを除く)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるため必要な措置を講講じるものとする。また従業者の質的向上を図るための研修の機会を設けるとともに業務体制の整備に努める。

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は有限会社エス・ワイ・シーと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、平成24年7月1日から施行する。

この規定は、平成25年12月1日から施行する。

この規定は、平成26年4月1日から施行する。

この規定は、平成28年10月1日から施行する。

この規定は、平成29年4月1日から施行する。

この規定は、平成30年1月1日から施行する。

この規定は、平成30年4月1日から施行する。

この規定は、平成31年3月1日から施行する。

この規定は、令和元年10月1日から施行する。

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

この規定は、令和4年7月1日から施行する。

この規定は、令和4年9月1日から施行する。

この規定は、令和5年2月1日から施行する。

この規定は、令和5年4月1日から施行する。

この規定は、令和5年6月1日から施行する。

この規定は、令和5年7月1日から施行する。

この規定は、令和5年8月1日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。

15.【別 表】

【指定通所介護及び指定介護予防通所介護事業所】

① 利用料金（介護保険1割から3割負担）

表には1割負担の料金を記載

サービスの種類	単 価（回 数 単 位）
通所型サービス（現行相当） 週1回程度の利用 ・要支援 1	月1～4回利用の場合 1回 436円 月5回利用した場合 1,798円 / 月の包括単価のみ
通所型サービス（現行相当） 週2回程度の利用 ・要支援 2	月1～8回利用の場合 1回 447円 月9～11回利用した場合のみ 3,621円 / 月の包括単価

② 利用料金（1日当たりの介護保険1割から2割負担）

表には1割負担の料金を記載

介 護 度	基 本 料 金				
	3時間以上 4時間未満	4時間以上 5時間未満	5時間以上 6時間未満	6時間以上 7時間未満	7時間以上 8時間未満
要介護1	370円	388円	570円	584円	658円
要介護2	423円	444円	673円	689円	777円
要介護3	479円	502円	777円	796円	900円
要介護4	533円	560円	880円	901円	1,023円
要介護5	588円	617円	984円	1,008円	1,148円

③ デイサービス自己負担利用料

	外部利用者（昼食・入浴込）	サービス付き高齢者住宅利用者
要支援1	2,500円	2,050円
要支援2	3,827円	3,377円
要介護1	4,200円	3,750円
要介護2	4,500円	4,050円
要介護3	4,800円	4,350円
要介護4	5,100円	4,650円
要介護5	5,400円	4,950円

④ 時間延長サービス利用料金

9時間以上ご利用の際は1時間延長ごとに50円

⑥ サービス提供体制強化加算Ⅰ

基準内容	料金
(Ⅰ) 介護福祉士が40%以上配置されていること。	18単位 / 回
(Ⅱ) 3年以上の勤続年数のある者が30%以上配置されていること。	6単位 / 回

⑥ 介護報酬処遇改善加算

通所介護	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	9.0%
------	---------------	------

⑧ 入浴介助加算(介護保険1割負担分)

各種加算	基本料金
入浴加算Ⅰ	40単位(1回につき)

⑨ 個別機能訓練加算(介護保険1割負担分)

各種加算	基本料金
個別機能訓練加算Ⅰ(イ)	56単位(1回につき)
個別機能訓練加算Ⅰ(ロ)	76単位(1回につき)
個別機能訓練加算Ⅱ	20単位(1月につき)

⑩ 化学的介護推進体制加算(介護保険1割負担分)

各種加算	基本料金
科学的介護推進体制加算	40単位(1月につき)

⑪ その他の料金

(1) 食事の提供に関する費用(一食あたり)

ア 食事の提供に要する費用(おやつを含む)・・・・・・・・・・550円

イ 生活保護受給者(食事・おやつ代を含む)・・・・・・・・・・550円

(2) 洗濯に関する費用・・・・・・・・・・150円 / 回

(3) 紙パンツ、紙おむつ・パット代・・・・・・・・・・100円/枚・50円枚

※返却された場合料金は発生しません